

第1 基本的な考え方

協同農業普及事業(以下「普及事業」という。)は、これまで、本県の農業生産の増大、生産性の向上、農業経営及び農村生活の改善、農村の活性化、青年農業者等の育成等に貢献してきたところである。

近年、農業所得の減少、農業従事者の減少及び高齢化、農地面積の減少等が進み、食料・農業・農村を取り巻く環境が大きく変化している。

このような状況のなか、本県の普及事業は、地域農業・農村における密接な活動による農業施策の重要な推進手法として位置づけ、行政及び試験研究、研修教育との連携及び一体化を図りつつ、より一層、効率的・効果的な事業を実施する。

また、協同農業普及事業の運営に当たり、普及指導員がスペシャリスト機能及びコーディネート機能を併せて発揮し、技術を核として、地域農業の革新を総合的に支援する役割を果たすものとする。

第2 普及指導活動の課題

「奈良県行財政運営プラン」の目標達成に向け、次に掲げる事項を基本的な課題とし、今日的な農政課題及び地域課題の解決に向けた取組、その他新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策を的確に行う上で必要な技術・経営指導を実施する。

1. マーケティング・コスト戦略に基づく農業の振興
 - (1) チャレンジ品目の振興
 - (2) リーディング品目の振興
 - (3) 多様な流通経路の形成による販売促進
2. 意欲ある担い手の育成と新規就農者への支援
 - (1) 農業経営に意欲ある担い手の確保・育成
 - (2) 新規就農者等への支援
 - (3) やる気のある稲作農家への支援
3. 地域資源を活用した農村地域の活性化
 - (1) 農産物等を活用した地域産業の振興
 - (2) 農村資源を活用したにぎわい創出
 - (3) 農村資源の持続的な活用
 - (4) 総合的な鳥獣害対策の推進
 - (5) 農地の有効活用

第3 普及指導員の配置に関する事項

普及指導員の配置については、本県農業の振興方向及び普及指導活動の基本的な課題を踏まえ、普及指導員に求められる農業の担い手に対し高度な技術及び知識の普及指導を行う機能及び関係機関等との連携のもとに地域の農業の技術及び経営に関する課題の解決を支援する機能が発揮できるよう、専門家集団としてのまとまりを確保しつつ、普及組織と行政及び試験研究、研修教育機関との連携及び一体的活動による総合的指導及び地域農業と密着した効果的・効率的な普及活動が図られるよう配置に配慮する。

また、普及指導員の配置を的確に行うことができるよう、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保に努めるものとする。

協同農業普及事業を担当する普及組織として、農業総合センター普及技術課(以下「普及技術課」という。)及び農林振興事務所農業普及課・農林普及課(以下「農業普及課」という。)を普及指導員の活動拠点及び農業者等に対するサービス提供の場として位置づける。「普及技術課」及び「農業普及課」は、農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして設置するものである。以下同じ。)

1. 普及技術課への配置

本県農業の実態を踏まえ、県全域を対象とした高度な技術及び知識の普及指導とともに、普及指導員の資

質向上及び総合的な企画調整等による普及指導活動の強化を図るため、専門項目及び企画調整を担当する普及指導員を配置する。

2. 農業普及課への配置

地域農業・農村の実態を踏まえ、次の事項に留意し、担当地域における活動体制を基本としつつ専門項目を担当する普及指導員を配置する。

- (1) 農業施策の重点地域
- (2) 普及課題の重要度
- (3) 地域における農業依存度
- (4) 耕地面積、農家数、集落数、市町村数、経営作物構成
- (5) 地理的、自然的、経済的条件

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

1. 研修の基本的考え方

農業者の高度で多様なニーズや農業・農村の課題に的確に対応し得るよう、任用後5年以内を目途に中堅的な普及指導員としての技術指導能力、課題解決能力を備えた者を育成するとともに、農業情勢や技術の進歩に伴う知識、情報の刷新を図り、常に普及指導員の資質向上に努める。

研修の方法は、自己研鑽はもとより職場研修及び集合研修等により、各自の能力資質の状況や解決すべき課題等に応じて自ら必要な能力を強化できるよう計画的、体系的に行う。

2. 研修の内容

(1) 新任者等研修

新任期の普及指導員に対し、本県農業の実態把握とともに技術・経営指導能力及び普及指導方法の習得・トレーナーによるOJT研修

(2) 機能強化研修

普及指導員に求められる農業の担い手等に対する高度・先進的な技術を指導する機能及び関係機関等との連携の下に地域の農業経営・技術課題の解決を図る機能の発揮に必要な知識・技術の習得及び能力の向上

- ・技術・経営指導の高度化に関する研修
- ・普及指導手法の高度化に関する研修
- ・農政上の課題に関する研修

(3) 企画・運営能力強化研修

普及指導活動の総体としての機能を発揮させるため、普及事業の総合的な企画調整、普及指導員の資質向上及び養成、普及組織の運営・管理能力等の習得

- ・企画管理能力の向上に関する研修

3. 調査研究活動等の充実強化

普及指導員が行う課題解決のための調査研究活動及びその成果や課題の検討、情報の共有等の充実強化に努める。

第5 普及指導活動の方法に関する事項

1. 普及指導活動の重点化

普及指導活動にあたっては、農政の展開方向及び各地域の状況に応じて、取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化する。また、普及組織と関係機関との役割分担と連絡・調整により全体として成果があがるよう努める。

2. 普及指導計画の策定と評価

普及組織は、実施方針に即し管轄区域の農業・農村の現状と長期的発展方向、農業者のニーズ等を踏まえて、普及指導年度計画を策定し、これに基づき普及指導活動を実施する。

また、その活動成果等について、必要性及び有効性、効率性等の幅広い観点から客観的に評価し、評価結

果を普及指導活動に反映させるとともに、農業推進協議会や成果報告会等を活用し、普及活動の評価とPRに努める。

3. 調査研究の実施及びその成果の活用

地域の特性に応じて調査研究を積極的に実施し、その成果を普及指導に活用するよう努める。

4. 試験研究、普及指導、研修教育の一体的な取組の充実強化

試験研究並びに普及指導、研修教育機関による一体的取り組みについて、次の事項に留意しつつ充実・強化を図る。

- (1) 現場解決型の技術開発及び実証、普及
- (2) 試験研究機関で開発された技術の現地での早期実用化、普及
- (3) 試験研究員及び普及指導員の活用による高度・効果的な研修教育の実施
- (4) 新規就農者の確保・育成及び経営の発展段階に応じた研修の実施

5. 民間等との連携の強化

民間の活力を最大限に活用するため、各地域の実情に応じて、農業協同組合が行う営農指導との適切な連携の確保、普及指導協力委員及び民間の専門家の活用、地域において先導的な役割を担う農業者の協力等を得るよう努めるものとする。

6. 行政施策の活用支援等

農業改良資金等の制度資金や補助事業等、行政施策を普及指導活動の手段として普及指導計画に位置付け、関係機関等との役割分担と連携を図りながら積極的に活用する。

また、新技術の生産現場における適応性等の普及指導活動の成果に加え、普及指導活動を通じて得られた行政施策の効果及び推進上の課題についても積極的に情報発信を行うよう努めるものとする。

7. 農業研修教育の充実強化

農業大学校は、試験研究機関及び普及組織との連携と役割分担を図りつつ、実習と講義等を組み合わせた実践的な研修教育を通じて、将来の農業・農村を担うべき人材を養成する。

また、普及組織及び農業大学校、青年農業者等育成センター等が適切に役割分担・連携するとともに、農業協同組合等関係団体及び地域の先導的農業者等の協力により就農前から就農後にわたる継続的な支援に努める。

(1) 農業大学校における研修教育

ア 新規学卒者及び新規参入者、Uターン者等、就農意欲のある者を主たる対象とし、普及組織及び試験研究機関と連携した研修教育を実施する。

イ 就農意欲のある者を受け入れるための体制整備を推進する。

ウ 他府県農業大学校、農業高校等との連携を図り、農業研修教育水準の向上に配慮する。

(2) 農村青少年等への支援

普及組織と農業大学校は、連携して次代を担う青年農業者・農村青少年クラブ員等による地域の課題への取組や技術改良・経営管理手法の改善等に関する主体的な研究活動に対する支援を通じて、農村青少年クラブ活動を促進するための推進指導等を行う。

(3) 学校教育との連携等

普及組織及び農業大学校は、関係機関との連携を図りつつ、将来就農が期待される農業高校生等に対して、実践的な研修機会の提供や学校農業クラブと農業青年団体との交流促進等の支援に努める。

普及組織においては、農業体験学習等農業に関する教育に取り組む関係機関に対して、情報提供、相談活動等必要な協力を行うよう努める。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

知的財産の保護・活用

担い手の技術革新に向けた取り組みの支援等の観点から、品種育成、技術の開発・改良等の知的財産の創造やこれらの保護、活用に関する取り組みを適切に支援する。また、普及指導活動において知り得た農業者の情報の取り扱いについては、その内容や性質に応じた適切な管理に留意する。